

事 務 連 絡 平成26年6月3日

各 都道府県 子ども・子育て支援新制度担当課 御中

内閣府子ども・子育て支援制度施行準備室

ニーズ調査における育児休業の取得状況等に関するデータ報告のお願い

平素より子ども・子育て支援施策の推進、子ども・子育て支援新制度の施行準備に ご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る「量の見込み」については、先日、現時点での値について調査をさせていただいたところですが、このうち、3号認定のうちの0歳児の「量の見込み」が、1・2歳児とあまり変わらない水準となることが見込まれます。

O歳児の「量の見込み」の算出に当たっての育児休業の勘案については、「『量の 見込み』の算出のための手引き」の留意事項において、保育所に入所するために育児 休業を本来の希望より早く終了した家庭の児童について「量の見込み」から差し引く ことを、1つの方法として提示しておりました。

しかしながら、国の示した「調査票のイメージ」においては育児休業に関する設問が任意項目とされていたために実際の調査項目に入れていない市町村や、調査項目に入れていても有効回答数が少ない市町村等から、育児休業の取得を考慮する方法について検討に苦慮しているとのご意見もいただいております。

このため、国において育児休業の取得状況の実態等を踏まえ、よりニーズの実態に 近い「量の見込み」を算出する方法を検討し、お示しする予定です。

これに当たり、別添の設問の回答状況を把握することが効果的であると考えられる ことから、調査を実施することにいたしました。

つきましては、都道府県におかれましては、管内市町村に周知いただくとともに、 管内市町村の回答をとりまとめて6月12日(木)までにご提出(提出先:

ryounomikomi@mhlw.go.jp) いただきますようお願いいたします。また、二一ズ調査においてこれらの設問を調査した各市町村におかれましては、本件の趣旨にご理解いただき、お手数ですが別添の調査票に回答状況を記入いただき、都道府県までご提出いただきますようご協力の程、よろしくお願いいたします。

なお、本調査によりご報告いただいたデータについては、国において集計し、具体 的な算出方法と併せて追って提供する予定です。

## 問い合わせ先

【二一ズ調査における育児休業の取得状況等に関するデータの報告】 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子対策企画室

TEL: 03-3595-2493、FAX: 03-3595-2313

【新制度施行に係る全般的な事項】

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

TEL: 03-3581-1403、FAX: 03-3581-0992